

勧告に対する是正等措置報告書の提出を受けました

川崎市人権オンブズパーソンが、令和7年3月12日付けで川崎市教育委員会教育長に対して行った勧告「体罰及び不適切な指導について」について、川崎市人権オンブズパーソン条例第19条第5項の規定に基づき、同年5月9日に教育長からは正等措置の報告を受けましたので公表します。

なお、報告について、次のとおり飛田人権オンブズパーソンのコメントを申し添えます。

1 人権オンブズパーソンの勧告を踏まえた教育委員会における是正等措置の主な内容

勧告事項1 体罰の疑いがあった場合には、事実調査をするとともに、子どもの安全を確保すること
(是正等措置の主な内容) 相談の受付や調査体制の在り方の検討、ガイドライン等の作成、研修の見直し等について、他都市事例の調査や有識者の意見聴取を行いながら取り組んでいく。
勧告事項2 体罰について、判断基準を定めること
(是正等措置の主な内容) 文部科学省の通知や生徒指導提要をもとに、他都市事例の調査や有識者の意見聴取を行いながら、令和7年度中に判断基準を盛り込んだガイドライン等を作成していく。
勧告事項3 有識者会議等において、子ども達の安全が学校内で確保されているかを定期的に確認すること
(是正等措置の主な内容) ・教育委員会事務局内で事案を共有し、教職員への指導や人的措置終了後も、不適切な指導等を行った教職員の改善の様子や管理職へのヒアリング、児童生徒へのアンケート等を行うフォローアップ訪問を実施していく。 ・事案発生後に相談した児童生徒や保護者への報告、児童生徒からの相談を受け付ける体制の整備等も併せて実施していく。

2 飛田人権オンブズパーソンコメント

・令和7年3月12日付けの勧告「体罰及び不適切な指導について」において行った勧告事項3点について、今後の対応に向けた教育長の考え方を確認しました。
・当方からの指摘を受けて、体罰であるかどうかの判断が難しい場合においても学校から教育委員会に対して報告書を提出する運用に変更されたなど、既に改善されたものもあるようですが、体罰の疑いがあった場合の調査体制等をはじめ、学校内での子ども達の安全確保に向け、引き続き、可能な限り速やかに御検討いただくとともに、その後の進捗状況等を御報告いただきたい。

添付資料

是正等措置報告書（令和7年5月9日・川崎市教育委員会教育長）

是 正 等 措 置 報 告 書 7 川 教 指 第 2 3 3 号 令 和 7 年 5 月 9 日 川崎市人権オンブズパーソン 飛田 桂 様 川崎市教育委員会 教育長 落合 隆 令和 7 年 3 月 1 2 日付けの勧告に係る是正等の措置につきましては、川崎市人権オンブズパーソン条例第 1 9 条第 5 項の規定により、次のとおり報告します。	
勧 告 事 項	1 体罰の疑いがあった場合には、事実調査をするとともに、子どもの安全を確保すること 2 体罰について、判断基準を定めること 3 有識者会議等において、子ども達の安全が学校内で確保されているかを定期的に確認すること
是 正 等 の 措 置	別紙のとおり
所 管 課	川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 電話番号 51302 職員部教職員人事課 電話番号 50501
備 考	

1 勧告事項1「体罰の疑いがあった場合には、事実調査をするとともに、子どもの安全を確保すること」について

本勧告の内容を踏まえ、教職員の更なる指導改善にむけて、次のとおり、相談の受付や調査体制の在り方の検討、ガイドライン等の作成、研修の見直し等について他都市事例の調査や有識者からの意見聴取を行いながら取り組んでまいります。

(1)「子どもの再被害を防止すること」について

発意調査に至った事案については、事実を調査するとともに、担任を外し、研修を受けさせるなどの措置を講じてきているところですが、結果として十分な指導改善に至っていないことから、学校や事務局において、教職員の指導改善を確保するための対応の在り方について検討してまいります。

また、貴職からの提案を受け、令和6年10月から運用を改善し、教職員が体罰を行った場合だけでなく、教職員の指導が体罰であるかどうかの判断が難しい場合においても、「教職員の指導に関する報告書」により、速やかに各区・教育担当に提出することとしました。報告書を受け取った各区・教育担当は、学校教育部指導課に連絡し、速やかに学校での事実確認等の調査を行い、教育委員会事務局内で情報共有を行うとともに、教職員への指導や人事的措置等について組織的な対応を図ってまいります。

(2)「相談窓口の新設」について

本市では、教育委員会事務局学校教育部各区・教育担当を設置し、各区役所に学校・地域連携担当として併任・配置し、学校や保護者から寄せられる様々な相談のほか、各機関が実施している学校への様々な相談に対して、その都度、学校の管理職をはじめ、教職員、保護者、児童生徒の相談や支援を行っており、教職員による不適切な指導の疑いがあった場合にも、各区・教育担当が速やかに事実確認を行い、必要に応じて管理職や教職員に対して指導、助言を行っております。

全市の各区・教育担当の対応件数は、令和5年度は延べ7122件、令和6年度は延べ5735件ありました。また、教育委員会事務局内に教育相談室を設置し、教育に関する全般的な相談や体罰や先生との関係の悩みの相談を受け付けており、令和5年度は延べ531件、令和6年度は延べ506件ありました。これらの相談を受けた各区・教育担当は、管理職や該当する教諭へのヒアリングや授業参観を実施し、保護者が訴えている事実を確認し、管理職および訴えられている教職員への指導助言を行うなど、その多くの事案に対応してきているところです。

そのほか、児童生徒や保護者が利用することができる相談窓口には、現在、次のようなものがあり、これらの相談内容にも区・教育担当が対応しております。

- ・川崎市総合教育センター電話相談（全般）
- ・川崎市インターネット問題相談窓口
- ・川崎市退職教職員の会・教育支援室 やまびこ相談
- ・かわさきチャイルドライン
- ・川崎市児童虐待防止センター
- ・川崎いのちの電話

- ・ 24時間子どもSOS電話相談
- ・ 横浜地方法務局（川崎支局）相談窓口
- ・ 横浜地方法務局（人権擁護課）相談窓口

なお、上記（１）で述べたとおり、本市では、貴職からの提案を受け、令和6年10月から、「教職員の指導に関する報告書」の様式を作成し、教職員の指導が体罰であるかどうかの判断が難しい場合においても、学校は速やかに各区・教育担当に報告を上げ、教育委員会事務局内で組織的な対応ができるようにする趣旨で運用を改めたものでございます。

教職員人事課に相談窓口を新設し、一元化することについては、上記のような窓口との関係や連携のスキーム等を検証することが必要であるため、当面、上記の窓口に寄せられた児童生徒や保護者の相談内容や学校からの報告等について、関係部署で共有しながら、組織的な対応を図ってまいります。

（３）「調査チームの新設」について

本市では、体罰や不適切な指導が疑われる際には、各区・教育担当が学校へ行き、管理職や該当する教職員、場合によっては保護者や該当する児童生徒からも聞き取り等の事実確認を行っており、管理職や該当する教職員へのヒアリング等の実施後に、学校教育部指導課に連絡し、教育委員会事務局内で共有するなど、組織的な対応を図っているところでございます。今後、より適切な調査の実施に資するよう、調査に当たる体制の在り方等について検討してまいります。

（４）「情報収集や記録化」について

本市では、現在、区・教育担当は各学校からの児童生徒やその保護者、教職員からの相談を受け付けた場合には、事実関係の調査を行い、保護者からの相談や教職員に対するヒアリングや指導の内容を記録し、川崎市教育委員会事務局公文書管理規則等に基づき管理しているところですが、引き続き適切に情報を収集し記録できるよう取り組んでまいります。

（５）「学校での対応」について

学校が保護者等から相談を受けるなどして事態を把握した際には、子どもたちが毎日を過ごす学校が組織的に対応し、速やかに事実確認を行う必要があり、個々の事案によって態様も経過も異なるため、まずは相談者に寄り添い、児童生徒の安全を第一に考えた方法で事実確認を行っております。そのことで、多くの相談はスピード感のある対応となり、児童生徒の安心した学校生活につながっているものと考えておりますが、児童生徒の負担を軽減するためできる限り聴き取りを効率的効果的に行うことが重要であることから、より適切な事実確認の在り方等について検討してまいります。

（６）「子どもの安全を確保するための対応方法」について

ア 「手引きの策定」について

令和4（2022）年度に12年ぶりに改訂された生徒指導提要は、文部科学省が、小学校段階から高等学校段階における生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書とし

て発行しているものであり、昭和40（1965）年に生徒指導提要の前身である「生徒指導の手引き」として作成されて以降、合計で3回の改訂が行われています。

本市においても、令和4（2022）年度に児童生徒指導ハンドブックを19年ぶりに改訂し、人権尊重教育を基盤とすることはもとより、一人ひとりの児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を行う支援教育の理念を踏まえた、今求められる児童生徒指導の基礎知識から実践に必要な内容を示しており、これらの手引きを参考に、すべての児童生徒にとって安全・安心で、魅力ある学校づくり目指しているところですが、今後、教職員の更なる指導改善に向けて、より具体的に事例等を示すガイドライン等を作成するとともに、様々な研修の機会を通じて、適切な児童生徒指導の実施について周知徹底を図ってまいります。

イ 「チームの設置と心のケア」について

教職員による不適切な指導が生じた場合は、それぞれの事案に応じて、調査に参加する教職員の選定等を適切に行ってまいります。

（7）「研修の実施」について

本市では、毎年「体罰及び不適切な関わりの防止等に係る校内研修の実施及び実態把握について」の依頼文書を発出し、体罰禁止の徹底や、児童生徒への不適切な関わりの防止に努めるよう通知しています。各学校では、指導主事や有識者を講師として要請して研修を実施する等、各校の実態に応じて工夫して行っており、その内容や校長の所見についての報告も求めているところです。

初任者研修、中堅教諭等資質向上研修等の年次研修において、体罰禁止や不適切指導の防止について周知徹底を図るほか、児童生徒指導の中心となる教職員が参加する児童生徒指導連絡会や支援教育コーディネーター研修においても、引き続き、外部講師による指導に関する講演会や研修を実施しており、管理職に対する研修においても、学校事故及び違法行為と合わせ、体罰や不適切指導に係る周知徹底を図っているところですが、上記アに記載したガイドライン等の作成と併せ、教職員による不適切な指導が生じないようにするための研修、事案が生じた場合の対応等に係る研修について改善を図りながら取り組んでまいります。

（8）「担任又は教科等をもたない職員の配置への努力」について

平時より各学級を見回る体制については、市立学校175校に配置することは職員配置、それに係る費用の観点からも非常に難しいと考えておりますが、再発防止の観点から、管理職等の見回りは抑止的な観点からも重要であることから、これまでどおり管理職を中心に教務主任、支援教育コーディネーターなどが見回る体制を徹底するとともに、学年単位でも課題を共有し、管理職に報告するなどの仕組みを構築し、未然防止や事案の早期把握に努めていきたいと考えております。

2 勧告事項2「体罰について、判断基準を定めること」について

文部科学省初等中等教育局長通知（24文科初第1269号）において、「体罰は、学校教

育法第11条において禁止されており」、校長及び教員は、「児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない」とされており、同通知における児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例で体罰の具体例が示され、また、令和4年12月に改訂された生徒指導提要では身体的な侵害や、肉体的苦痛を与える行為ではない不適切な指導と考えられ得る例として示されており、本市においてもこれらに基づいて対応をしてきたところです。

教員の更なる指導改善に向けて、より具体的に事例等を示せるよう、文部科学省の通知や生徒指導提要をもとに他都市の事例の調査や有識者の意見聴取を行いながら、令和7年度中に判断基準を盛り込んだガイドライン等を作成していきたいと考えております。

3 勧告事項3「有識者会議等において、子ども達の安全が学校内で確保されているかを定期的に確認すること」について

上記1（2）のとおり、各区・教育担当においては、学校や保護者から寄せられる様々な相談のほか、各機関が実施している学校への様々な相談に対して、その都度、学校の管理職をはじめ、教職員、保護者、児童生徒の相談や支援を行っており、教職員による不適切な指導の疑いがあった場合にも、各区・教育担当が速やかに事実確認を行い、必要に応じて管理職や教職員に対して指導、助言を行っております。事案が解決した後も、管理職へのヒアリングを実施し、子どもたちの安全が学校内で確保され続けているか確認をしているところです。

教職員の体罰や不適切な指導を受けた児童生徒の安全が確保できるように、事案については教育委員会事務局内で共有し、教職員への指導や人事的措置が終了した後も、対象となった教員への改善の様子の確認や管理職へのヒアリング、児童生徒へのアンケート等を行うフォローアップ訪問を実施してまいります。なお、事案発生後に相談した児童生徒や保護者への報告や児童生徒からの相談を受け付ける体制の整備等も併せて実施してまいります。